

令和7年度こうち子育て応援の店等利用促進事業委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和7年度こうち子育て応援の店等利用促進事業委託業務

(2) 事業の目的

県では、地域における子育て支援の気運を醸成するため、「高知家子育て応援アプリ おでかけるんだパス」（以下、「アプリ」という。）内で、こうち子育て応援の店（以下、「応援の店」という。）を検索できる機能や、プレミアムこうち子育て応援の店や子育て関連施設が発信した子育て支援情報をプッシュ型で受け取ることができる仕組み等を構築しており、子育て家庭の利用促進に繋げている。

本事業ではこれらの仕組みを生かし、アプリの登録者及び応援の店の協賛事業所の拡大に向けた取組を展開するとともに、応援の店の認知度の向上及びアプリのダウンロード数の増加を図り、子育て家庭が協賛事業所の優待サービスなど、店舗等を利用するメリットをより多く知る機会を提供し、協賛事業所の集客効果を高めることで、応援の店へ協賛することの魅力を高める。

さらに、アプリ内キャンペーンを併せて開催することで、アプリのユーザー、特にアクティブユーザーの増加を図る。

(3) 事業内容

別途定める「令和7年度こうち子育て応援の店等利用促進事業委託業務仕様書」のとおりです。

(4) 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

2 見積限度額

2,381千円（消費税及び地方消費税額含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「令和7年度こうち子育て応援の店等利用促進事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

選定後に候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。概ね10日以内（但し、土日、祝日を除く。）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うことになります。

なお、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。

また、本事業は、令和7年度高知県当初予算による事業であり、高知県議会における議決結果によっては停止等を行う場合があります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者（暴力団、暴力団員、暴力団に關与する者等）に該当しない者であること
- (3) 経営状態が不健全でないこと
- (4) これまで類似の内容の事業実績があること
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (6) 高知県内に本店、支店または営業所等を有すること
- (7) 高知県の「令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること
- (8) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること

6 説明会

- (1) 日時 令和7年3月13日（木） 午前10時から オンラインにて開催
- (2) 申込 参加を希望する事業者は、令和7年3月7日（金）午後5時までに、高知県電子申請サービスにより申請してください。

【申請用 URL】

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13751

7 質疑と回答

質疑等については、高知県電子申請サービスにより令和7年3月17日（月）午後5時までに照会してください。提出期限を過ぎた質疑の送付は無効として回答いたしません。

質疑と回答の内容は高知県子ども・福祉政策部子育て支援課のホームページに掲載します。

【申請用 URL】

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13752

8 参加申込及び資格要件の確認

(1) 提出書類

参加申込書（別紙様式1）

※以下の項目に該当する場合は以下の書類を提出すること。

項目	提出資料
高知県ワークライフバランス推進企業の認証を受けている企業	「高知県ワークライフバランス推進企業認証書」の写し
トライくるみん、くるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼしのいずれかの認証を受けている企業	「基準適合一般事業主認定通知書」又は「基準適合認定一般事業主認定通知書」の写し
障害者の雇用促進に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか	

(1)法定雇用率制度の適用があり、かつ、法定雇用率を超えて障害者を雇用している	直近の障害者雇用状況報告書の写し
(2)法定雇用率制度の適用はないが、障害者雇用率に算入される障害者を常用労働者として雇用している	障害者雇用誓約書 (様式に定めはありませんが、県土木政策課のホームページに公開している建設工事競争入札参加資格申請時の様式「障害者を雇用している旨の誓約書」等を参考にしてください。)

(2) 提出期限等

ア 提出方法

様式 1 及び添付書類については、高知県電子申請サービスにより提出してください。
ただし、添付書類については、高知県電子申請サービスで提出できない場合は、持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）の提出でもかまいません。

イ 提出期限

令和 7 年 3 月 24 日（月）午後 5 時（必着）

ウ 提出先

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13753

【郵送又は持参の場合（添付書類のみ可能）】

〒780-8570 高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

高知県子ども・福祉政策部 子育て支援課 担当：船村、泉井

TEL 088-823-9641

(3) 資格要件の確認

申込者から提出のあった参加申込書と関係書類をもとに資格要件の確認を行い、その結果を令和 7 年 3 月 28 日（金）までに申込者へ高知県電子申請サービスから通知します。

(4) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「令和 7 年度こうち子育て応援の店等利用促進事業委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおりです。

10 審査

別途定める「令和 7 年度こうち子育て応援の店等利用促進事業委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおりです。

11 審査結果

審査結果は、プレゼンテーションを実施後、3 日以内に、全ての参加者に文書で通知し

ます。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

12 日程

令和7年3月5日(水) 募集開始(ホームページへの掲載)
令和7年3月7日(金) 午後5時 説明会申込締切
令和7年3月13日(木) 午前10時から 説明会
令和7年3月17日(月) 午後5時 質疑書提出締切
令和7年3月21日(金) 質疑書回答期限
令和7年3月24日(月) 午後5時 参加申込書及び資格要件確認提出締切
令和7年3月28日(金) 参加者資格結果通知
令和7年4月10日(木) 午後3時 企画提案書の提出締切
令和7年4月23日(水) 審査委員会
審査委員会終了後3営業日以内 結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限定)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することとなります。

なお、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式2により提出してください。

開示・非開示の判断は、様式2に基づき行うものではなく、様式2を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

【参考：高知県情報公開制度

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2020081100145/>】

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。

14 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

15 問合せ先

高知県子ども・福祉政策部子育て支援課 担当者 船村、泉井

TEL 088-823-9641

E-mail 060501@ ken.pref.kochi.lg.jp